

事案調書(決定会議)

審議日 令和2年11月6日

案件名	(仮称)シビックプライドに関する条例の制定について							
-----	---------------------------	--	--	--	--	--	--	--

所管	市長公室	局 区	シビックプライド推進	部	観光・ シティプロモーション	課	担当者	内線
----	------	--------	------------	---	-------------------	---	-----	----

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	○シビックプライド条例の概要について
--	--------------------

決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、上部会議に付議する。
-------------------------	--------------------

事案概要 / 事業の実施期間

人口減少や少子高齢化社会を迎えるにあたり、定住・交流・関係人口の確保、地域の活性化などにより、持続可能な地域社会の形成に向け、多くの人や企業に選ばれる取組を行う必要がある。
シビックプライドは定住人口等の維持・増加や、地域の活性化につながることから醸成していく必要があり、市民が誇れるまちとするため、「シビックプライドの推進に関する検討委員会」からの(仮称)シビックプライド条例制定に関する答申を受け、条例を制定し、基本理念等を市民と共有するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容		4月 条例施行、周知						
	11月 市議会12月定例会議・全員協議会で条例の概要説明							
	12月 パブリックコメント							
	1月 シンポジウム実施							
	3月 市議会定例会議へ条例(案)提案							

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(総務費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0

捻出する財源概要...

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和3年3月	定例会議	報道への情報提供	記者会見
	パブリックコメント	あり		時期	令和2年12月	議会への情報提供	全協	
事前調整、検討経過等								
調整部局名等		調整内容・結果						
総務法制課		条例(案)の内容について(調整中)						
政策課		庁議・意思決定手法について						
シビックプライドの推進に関する検討委員会		3月諮問「(仮称)シビックプライド条例の制定について」、10月答申						
備考								
10/29 調整会議 議事録		<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第8条の指針「等」とは 第8条については、シティーセールス推進指針及びシティープロモーション戦略の見直し、指針を定めること想定しているため、広くとらえ指針「等」としている。 ○ 条例制定後の構想は まずは市民に広く周知することを進めていく方針である。また、今後、外部の検討組織を設けて、指針等を定める予定である。 ○ 指針等の策定期間は 令和3年度中には体系的な整理を行い、令和4、5年度中に策定したい。 ○ 条例を制定するからには策定成果をきちんと出せるようにしていただきたい。 ○ 「役割」との規定があるが、読む人によりさまざまな印象や捉え方をすることが想定されることから、表現については十分な調整をお願いしたい。 <p>・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原案のとおり、上部会議に付議する。 						

1 (仮称) シビックプライド条例の制定について

今後、急速な人口減少や少子高齢化社会を迎えるにあたり、定住・交流・関係人口の確保などにより、持続可能な地域社会の形成を図る必要がある。

こうした中、シビックプライドの醸成は定住人口の維持や、地域の活性化につながることから、条例制定により基本理念等を市民と共有し、次世代に選ばれるまちを目指すもの。



2 これまでの経過

◆令和元年度

時期	内 容
11月	シビックプライドの推進に関する検討委員会設置
12月	第1回検討委員会開催（令和元年度は3回開催）
3月	（仮称）シビックプライド条例の制定について諮問

◆令和2年度

時期	内 容
7月	第4回検討委員会開催（令和2年度は4回開催）
8月	検討委員会委員と市長との意見交換会開催
10月	（仮称）シビックプライド条例の制定について答申



3 シビックプライドの推進に関する検討委員会

市民の市への誇り及び愛着の醸成に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

区分	人数	備考
学識経験のあるもの	1名	関東学院大学 牧瀬准教授【委員長】
市内の公共的団体から推薦された者	2名	藤野観光協会 佐藤事務局長【副委員長】
		相模原青年会議所 山田専務理事
市場調査に関する識見を有する者	1名	(株)読売広告社 ひとまちみらい研究センター 北村所長
市内に住所を有する文化芸術に関する識見を有する者	1名	フリーアナウンサー、ラジオパーソナリティー 野村邦丸氏
市内に住所を有する学生	1名	
市の住民	2名	

8名



3 検討委員会での意見

- シビックプライドを高めるための理念を共有するために条例化したほうがよい
- 条例により具体的な指針や方向性が明確になり分かりやすい
- 条例制定は話題性もあり、市がまちづくり前向きな印象を与える
- 市民に押し付けにならず、親しまれる、分かりやすい条例としたい
- 本市に居住している人だけでなく、関係するすべての人を対象としたい



4 シビックプライド条例の概要（案）

条例名「さがみはらみんなのシビックプライド条例」前文

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったはかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。



4 シビックプライド条例の概要（案）

（目的）

第1条 この条例は、市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

【解説】

本市に居住する方だけでなく、ボランティア、通勤・通学する方、レジャーで滞在する方など、本市と何らかの関りがある方のシビックプライドを高めることを、この条例の目的として規定するもの。



4 シビックプライド条例の概要（案）

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちのことをいいます。
- （2）さがみはらファン 相模原市を好きな人のことです。
- （3）相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する人のことをいいます。

【解説】

- 「相模原市」は、市全域だけでなく、行政区やお住まいの地域などを含む
- 「滞在する人」は、本市でボランティア活動、レジャーや親戚、知人に会うため等で本市を訪れる人を想定。



4 シビックプライド条例の概要（案）

（基本的な考え方）

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなに相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

【解説】

この条例の基本的な考え方として、シビックプライドを高める取組は、個人の意思を尊重することを示している。



4 シビックプライド条例の概要（案）

（市長の責務）

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

【解説】

住民の代表である市長は、住民の先頭に立ち、自ら積極的に市や地域の魅力を発信することを規定するもの。



9

4 シビックプライド条例の概要（案）

（市の責務）

第5条 市は、シビックプライドを高めるための取組を推進します。
2 緑区、中央区及び南区は、各行政区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための取組を推進します。

【解説】

- 「市」には、市議会、市議会議員、市職員も含む。
- 各行政区の特徴は異なるため、それぞれの区が特徴を活かした施策を推進していく必要があることから市とは別に規定するもの。



10

4 シビックプライド条例の概要（案）

（さがみはらファンの役割）

第6条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力発信に努めます。

【解説】

さがみはらファンによる魅力発信は、強制するものではなく一人一人のペースで、自由に、それぞれの方法で行っていただくもの。



4 シビックプライド条例の概要（案）

（相模原市と関わりのあるみんなの役割）

第7条 相模原市と関わりのあるみんなは、相模原市への関心及び理解を持つことに努めます。

【解説】

「相模原市への関心と理解」は、市全域だけでなく、地域の魅力、歴史、文化など、様々な分野を示すもの。



4 シビックプライド条例の概要（案）

（指針等）

第8条 市長は、シビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための指針等を定めます。

【解説】

「基本的な考え方」に基づき、市長、市、行政区、さがみはら市に関わりのあるみんな、さがみはらファンの具体的な取組を明確にするもので、制定する条例と既存の指針及び戦略などの体系的な整理を令和3年度中に行い、令和4、5年度に指針や行動計画等を定めることを想定している。



13

4 シビックプライド条例の概要（案）

（協力）

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、一体となって、シビックプライドを高めることに努めます

【解説】

シビックプライドを効果的、効率的に高めるためには、市の取組だけではなく、さがみはらファンと協力して進める必要があるため規定するもの。



14

5 市民意見の聴取

	聴取方法	時期等	開催状況等
1	オープンハウス	9月	7日間、8か所で実施 参加者：535人
2	オンラインワークショップ	10月24日	参加者：15人
3	ジュニア市政モニターアンケート	10月中旬～ 12月下旬	アンケート配布数 中学校：360人 高校：170人
4	パブリックコメント	12月中旬～ 令和3年1月中旬	
5	シンポジウム	令和3年1月15日	杜のホールはしもと ホール ライブ配信あり



15

5 オープンハウスにおける市民意見

【参加者数】 535人 【意見聴取数】 499人

		人数	意見
条例に関する意見	賛成	116人	<ul style="list-style-type: none"> ○良い取組だと思う。ぜひ進めてほしい ○子どもや高齢者にも分かりやすい条例がよい ○住民をしめつける条例ではなく、意識を高めるものがよい ○発想が新しく、市民の一つの指針にもなる ○条例を制定した後も重要である。
	反対	7人	<ul style="list-style-type: none"> ○他に優先してやるべきことがある ○条例で市を好きになるというのは、逆に心が離れる ○条例でなくてもよい
	その他	12人	<ul style="list-style-type: none"> ○条例も良いが、子どもや高齢者に関する取組を充実すれば人が集まる ○条例にこだわらず、市の方向性を示してほしい ○条例による成果がわかりづらい ○条例は難しい
その他		364人	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設、交通、イベントなど、市への要望に関する意見 ○市の魅力に関する意見（好きなところ、特産品など）



16

シビックプライドに関する条例の概要（案）

さがみはらみんなのシビックプライド条例

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まったはかり知れない可能性に満ちたまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

（目的）

第1条 この条例は、市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうとする気持ちのことをいいます。
- （2）さがみはらファン 相模原市を好きな人のことです。
- （3）相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する人のことをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなに相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

（市長の責務）

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

(市の責務)

第5条 市は、シビックプライドを高めるための取組を推進します。

2 緑区、中央区及び南区は、各行政区の特徴を踏まえたシビックプライドを高めるための取組を推進します。

(さがみはらファンの役割)

第6条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力発信に努めます。

(相模原市と関わりのあるみんなの役割)

第7条 相模原市と関わりのあるみんなは、相模原市への関心及び理解を持つことに努めます。

(指針等)

第8条 市長は、シビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための指針等を定めます。

(協力)

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、一体となって、シビックプライドを高めることに努めます。

附 則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

事案調書(決定会議)

審議日 令和2年11月6日

案件名	相模大野駅周辺の歩行者動線について						
-----	-------------------	--	--	--	--	--	--

所管	都市建設	局区	まちづくり事業	部	都市整備	課	担当者	内線
----	------	----	---------	---	------	---	-----	----

審議事項 庁議で決定 したいこと及び	○「季節の橋」へ階段を設置することについて
----------------------------------	-----------------------

決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり、承認する。
-------------------------	---------------

事案概要 / 事業の実施期間

- 事業概要
「季節の橋」から相模大野中央公園につながる公共歩廊は、伊勢丹相模原店の閉店に伴う建物建替え工事により通行が出来なくなった。県道51号(町田厚木)を安全に横断する歩行者動線の見直しや周辺道路の交通負荷の軽減、及びまちの回遊性向上を図る必要が生じていることから、令和4年度の供用開始を目的に、季節の橋に階段を設置する。
- 事業の実施期間
令和3年度に調査設計委託を行い、令和3年度から令和4年度に工事を行う。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

		R2	R3	R4	R5~
実施内容	庁内調整	庁議 予算要求			
	庁外調整	地元説明	警察協議		
	委託・工事		設計委託	工事	供用開始

設計委託で実施する埋設物調査(試掘)において、想定外の埋設物等が確認された場合は、占有者との移設調査や本工事前の移設作業が必要

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(土木費)		61,700						
うち任意分		0						
特財								
国、県支出金		28,845						
地方債		21,100						
その他		0						
一般財源		11,755		0	0	0	0	0
うち任意分		0						
捻出する財源		0						
一般財源拠出見込額		11,755		0	0	0	0	0

捻出する財源概要... 地方債「公共事業等債」、国庫「防災・安全交付金」

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実施に係る人工	A	0						
局内で捻出する人工	B	0						
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要 ...

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	なし
事前調整、検討経過等							
調整部局名等		調整内容・結果					
政策課(R2.10.26)		事案及び庁議の調整について。調整会議に付議する。					
財政課(R2.10.26)		財源と必要経費について調整済み。					
文化振興課(R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
公園課(R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
都市建設総務室(R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
交通政策課(R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
道路計画課(R2.9.2, R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
路政課(R2.9.2,R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
南土木事務所(R2.9.2,R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
南区役所地域振興課(R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
学務課(R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
相模大野図書館(R2.10.26)		季節の橋へ本設の階段等を設置することについて調整済み。					
備 考	季節の橋は、道路の立体横断施設として独立しており、耐震補強も完了している。						
10/29 調整会議 議事録	<p>・主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人の動線が伊勢丹撤退後に大きく変化しているということか。 その通りである。現在交差点に人が集中している状況があり、設置により分散化が図れると考えている。 ○ 伊勢丹跡地の活用方法が決まっていない中、橋が撤去される心配はないのか。 道路橋として独立設置しているもので心配はない。また、階段設置による耐震上の問題もない。 ○ 伊勢丹跡地の利用方法が決定するまでの一時的な措置であるのであれば、恒久的な利用を前提とする階段とエレベーターの設置は必要ないのではないか。方法論として、迂回ルートの利用やイベント時の混雑はバスで送迎するなどソフト面での対応はできないのか。 迂回ルートについては、隣接する民間事業者への協力など調整を図ったが、安全性などの課題などから実現は困難であった。また、特に混雑するグリーンホールのイベント時におけるバスでの送迎については、徒歩圏内であることから現実的ではないと考えている。 暫定的なハード面での対応として、仮設階段の設置も検討したが、物理的に困難であると判断し、今回の提案をさせていただいている。 ○ 本事業の最大効用は無秩序な道路の横断が行われないよう、市民の生命を守ることだと考えている。よって、伊勢丹跡地整備までの間の動線確保のためには、階段設置を早急に進めていただきたいが、市民の生命を守るという観点からは、エレベーター設置については必須ではないと考える。また、階段設置の財源についても局枠予算で捻出いただくなど、具体的な捻出方法を検討していただきたい。 ○ 今後のまちづくりの検討に当たっては、二重投資がないよう進めていただきたい。 <p>・結 果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原案を一部修正し、上部会議に付議する。 ・エレベーター設置を行わない事業計画とすること。 ・事業費捻出の考え方を明確にすること。 						

相模大野駅周辺の歩行者動線について

1. 目的

従来、相模大野のコリドー街から先は、「季節の橋」により県道51号を立体横断し、伊勢丹相模原店を基点に相模大野立体駐車場やグリーンホール相模大野、ロビーシティ相模大野方面へ地上2階レベルで公共歩廊が確保されていたが、伊勢丹相模原店の閉店に伴う建物建替え工事により、「季節の橋」から先が通行止めとなり、県道の立体横断が出来なくなった。

これにより、近隣の相模大野交差点へ歩行者が集中し、歩行者の安全な通行と円滑な交通に支障が生じていることから、当該交差点に集中する歩行者の分散化をし、安全な歩行者動線の確保と交通負荷の軽減を図る。

また、伊勢丹相模原店の閉店により、都市軸となる駅からグリーンホール等をつなぐ経路が分断されたため、まちの回遊性向上を図る。

2. 現状と課題 【別紙参照】

(1) 現状

相模大野駅からグリーンホール方面へ向けて、「季節の橋」を利用した県道の横断ができない。

- ・生活動線
通学：通学路として「季節の橋」を通行していた児童・生徒が、相模大野交差点やロビーシティ前交差点で県道を平面的に横断している。(児童・生徒 約1,800人、さらに相模女子大学の大学生の通行もある)
通勤：「季節の橋」を通勤経路としていた方が、相模大野交差点やロビーシティ前交差点で県道を平面的に横断している。

- ・来街者動線
「季節の橋」を主な経路としていたグリーンホール等周辺施設の利用者が、相模大野交差点に集中している。
(グリーンホール 1,000人規模イベント 年間約150日)



- 通勤・通学、グリーンホール等利用者の通行の安全性が低下
- 歩行者が交差点部に集中することによる自動車の右左折待ち等により、道路交通に負荷が発生

商業・文化の核と商業・交通の核をつなぐ都市軸として位置づけしていた公共歩廊が、伊勢丹相模原店の閉店により、地平部の昇降が分断されている。



まちの回遊性が低下

(2) 課題

相模大野交差点に集中する歩行者の分散化により、安全な歩行者動線を確保し、交差点部の交通負荷を軽減する必要がある。

「コリドー街から季節の橋を利用し県道を立体横断する」都市軸としての機能を確保し、まちの回遊性向上を図る必要がある。

3. 対応策 【別紙参照】

相模大野交差点を歩車分離化 令和2年度予定

季節の橋の伊勢丹相模原店跡地側へ昇降施設(階段)を設置 令和3～4年度予定



- 「県道51号の安全な横断」や「交差点部の交通負荷の低減」、「まちの回遊性向上」を図る。
- 当該対応策による将来を見据えた効果として、
 - ・ 民間開発に影響を受けない公共施設による歩行者動線の確立
 - ・ 災害時の避難をより安全な経路へ誘導可能

(参考) 代替案の検討

仮設による対応 (季節の橋から相模大野立体駐車場への仮設デッキ接続、季節の橋への仮設階段設置、別事業工事の仮設階段の活用、県道51号(季節の橋直下)への信号機・横断歩道の暫定設置)

仮設デッキ及び仮設階段：経費・施工期間が本設と同等、及び供用中の維持管理費等が発生し費用対効果が低いため、設置不可。

他工事の仮設階段の流用：経費は階段本体の材料費分の削減のみであり、施工期間、供用中の維持管理費等、仮設デッキと同様で設置不可。

信号機等の暫定設置：近隣信号機との間隔が狭いなど、設置基準に不適合のため設置不可。

隣接民間敷地の活用 (ロビーシティ内屋外通路)

施設管理者のURとの協議の結果、「安全・防犯・プライバシーの観点から通行不可。」

5. 事業経費・財源

委託：21,700千円(うち一財4,155千円)

工事：40,000千円(うち一財7,600千円)

} 令和3年度当初予算

第5回 決定会議 議事録

令和2年11月6日

1 (仮称)シビックプライドに関する条例の制定について

【シビックプライド推進部】

(1) 主な意見等

- です・ます調であることや、平仮名を多く使用していることについて、本条例は権利義務を縛るものでないので、表現方法として問題ないとする。
- 前文の「他の地域との合併を繰り返しながら成長してきた」とはいつからを指すのか。また、当市は合併による成長よりも、流入人口により成長してきた側面が強いと考える。

時期は明治以降の合併を指している。市民性が醸成されない理由の一つとして、合併を繰り返した歴史が関係していると考えており、共通の価値観を醸成するため一文を入れたもの。また、外部からの流入による人口増加の歴史は前文内の「多様な価値観を持った人が集まった」との文言に集約しており、流入人口により成長してきた経緯も前文に含まれている。

- 「みんな」との表現は条例文として適切か。
検討委員会において、市民に親しみやすい表現として採用した経緯がある。
- 小学生や中学生にも理解できる漢字の使い方や表現方法になっているのか。
多くの人を読むことができるよう、ルビを振ることについて検討したが、概ね義務教育で習得する漢字と表現を採用することで、ルビは振らないという整理をしている。
- ルビを振ることが前例踏襲に反することとしてふさわしくないとしたならば、時代に併せた表現方法を検討することも必要ではないのか。
検討委員会の中でも同様の意見があり、改めて総務局と検討を行う。

(2) 結果

- 原案のとおり、上部会議に付議する。

2 相模大野駅周辺の歩行者動線について

【まちづくり事業部】

(1) 主な意見等

- 事業実施にあたって、財源は局内から捻出していただきたい。
- 伊勢丹跡地を開発予定の地権者と建設費などに係る協議は実施しているか。
季節の橋は昇降機能が片方みの横断橋であり、単体での公共設備として不完全であることや、将来的に開発予定の地権者が昇降設備を設置したとしても、複数経路を確保することでまちの回遊性の向上が見込まれることから、市の責務として階段を設置する必要があると考えているが、地権者とは協議した上で、事業

を実施していきたい。

- 一時的な措置ではなく、恒久的な措置とする理由は
一時的な措置としてはイベント時や通勤通学時の安全安心な交通経路確保が必要であるが、恒久的措置として、現状不完全である歩道橋補完とまちの回遊性確保も必要である。本事業は安全安心だけでなく、将来的なまちづくりの観点からも恒久的な措置をするべきと判断をしたものである。

(2) 結果

- 原案のとおり、承認する。

以 上